



住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

■既存住宅において、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修が行われた住宅については、床面積が100㎡以下を限度として、翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1が減額される措置が創設されました。

【要件】

■次のいずれかの者が居住する既存の住宅（賃貸住宅を除く）

①65歳以上の者 ②要介護認定又は要支援認定を受けている者 ③障害者

■次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良

⑤手すりの取付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め

■改修後3か月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して申告してください。

問合せ 税務課固定資産税係
TEL 72-1111 内線156

水道

平成18年度に枕崎市が供給した水の検査結果を公表します

●水質検査結果年間平均値(平成18年4月～19年3月)●

採水場所	単位	片平山配水池系	木場配水池系	道野配水池系	白沢配水池系	俵積田配水池系	水質基準
一般細菌	個/ml	0	0	0	0	0	100個/ml以下
大腸菌群	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素・亜硝酸態窒素	mg/l	4.8	4.5	1.0	6.2	5.5	10mg/l以下
塩化物イオン	mg/l	22	21	17	46	46	200mg/l以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5mg/l以下
PH値	—	7.1	7.1	7.4	6.8	7.2	5.8以上8.6以下
味	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	5度以下
濁度	度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2度以下
鉛及びその他化合物	mg/l	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01mg/l以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	61	62	38	93	95	300mg/l以下
陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2mg/l以下
主な水源		深浦水源地 深井戸4箇所 金山浄水場	深浦水源地 深井戸4箇所 金山浄水場	金山浄水場	白沢水源地 深井戸2箇所	白沢水源地 深井戸4箇所	
給水区域		枕崎市街地全体・平田町・明和町・栄中町・栄本町・美原町・木原町・岩戸町・寿町・妙見町・桜山東町・桜山本町(宇都、桜馬場を除く)・板敷西町の一部・板敷南町	桜山町・桜山本町(宇都、桜馬場)・桜山西町・鹿籠麓町・岩崎町・木場町・園見本町・園見西町の一部・立神北町・中央町・立神本町・塩屋北町・塩屋南町・火之神町・火之神岬町・大塚南町・大塚中町・大塚北町の一部	道野町 金山西町 金山町 田布川町	白沢東町 白沢西町 白沢北町	別府東町 別府西町 里町 あけぼの町 仁田浦町 板敷本町 豊留町 板敷西町の一部	

水質項目の解説

- 大腸菌・一般細菌=病原生物の汚染の指標となる。煮沸や塩素消毒により滅菌。
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素=有機物の窒素分が変化したものの。窒素肥料、生活排水等からの汚染の指標となる。
- 塩化物イオン=水中の塩分。基準は塩味を感じない程度。
- 有機物=有機物などによる汚れの度合いを示す。
- pH=水の酸性、アルカリ性を示す。pH7が中性。
- 味=水の味。異常でないこと。
- 臭気=水の臭い。異常でないこと。
- 色度・濁度=水の着色の程度、水の濁りの程度を示す。無色透明が正常。
- 鉛及びその他化合物=鉛蓄、蓄電池等に使用されている。検出されず。
- カルシウム、マグネシウム等(硬度)=水中のカルシウムやマグネシウムの量を表したものの。10~100mg/lが、おいしい水とされています。
- 陰イオン界面活性剤=合成洗剤に使用されている。検出されず。

◎水質基準とは:水質基準は、人の健康に影響が生じない水準をもととし、安全性を十分考慮したものの基準値と、利用上、機能上の障害(色・濁り・臭い)を生じない基準値が設定されています。

枕崎市水道により供給されている水は、上表のとおりいずれも水質基準内にあり清浄な水質を保っていますので安心してご使用下さい。

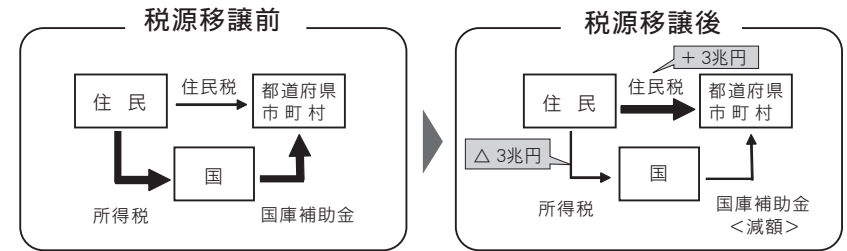
◎問合せ 市水道課 TEL72-1111 内線324



平成19年度分から住民税が変わります

「地方にできることは地方で」という方針のもと、国税(所得税)から地方税(住民税)へ税金が移し替えられ、およそ3兆円の税源が、国から地方へ移譲されます。この税源移譲に伴い、国に納める所得税が減って、代わりに住民の皆様から直接地元へ納めてもらう住民税が増えます。こうすることで、より身近で、地域に合ったよりよい行政サービスが実現できるようにしようとするものです。ほとんどの方は、**所得税が1月から減り、住民税が6月から増えること**になりますので、ご承知おきください。

なお、住民税が増えても、所得税が減るため、原則として納税者の負担は変わりませんが、定率減税の廃止と老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置の減額割合の縮小により、実際の税負担は増えます。
※住民税:個人の県民税と市県民税を合わせて「住民税」と呼んでいます。



税源移譲以外の主な変更点

○定率減税が廃止され、税の負担が増えます。

所得税:平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)していましたが、平成19年1月分から廃止

住民税:平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)していましたが、平成19年6月分から廃止

○住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています。

経過措置としての軽減(対象者は昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年の合計所得金額が125万円以下の方)

18年度は税額の3分2を減額→19年度は税額の3分の1を減額→20年度以降全額負担

納税に市民の皆様のご協力をお願いします。

問合せ 税務課課税係 TEL72-1111 内線154・155

国民健康保険税の2割軽減申請の手続き

国民健康保険税は、世帯の前年中の合計所得金額が一定金額以下の場合(表参照)、均等割・平等割を減額します。

軽減制度の種類は、7割・5割・2割があり、このうち7割・5割軽減については、一定の所得水準以下の世帯について、自動的に保険料が軽減されます。

しかしながら、2割軽減については、対象になる方の申請がなければ保険料が軽減されませんので、必ず申請してください。なお、本年4月1日現在、国保に加入している世帯で、該当すると思われる世帯には、7月上旬に申請書を送付しますので、7月17日(火)までに申請してください。

※申請がなかったり、申請期日を過ぎると軽減が受けられませんのでご注意ください。また、これらの軽減制度は、所得申告をしないや申告がなくなる場合があります。所得申告がまだの方は、6月中に申告してください。

問合せ 税務課課税係
TEL 72-1111 内線154・155

軽減の種類	軽減基準所得(前年中の所得)	申請
2割軽減	33万円+35万円×被保険者数(世帯主含む) 以下	必要
5割軽減	33万円+24万5千円×世帯主以外の被保険者数 以下	不要
7割軽減	33万円以下	不要